

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※ 保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 ( )</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者 ( ) 局 番</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 氏 名</p>			
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>			

◎ 証明書の有効期限は、証明の日から1か月です。

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保管者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき。((1)に該当する場合を除く。)

2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

新規	申請の登録番号	増車	旧車の登録番号	保管場所の所有者	連絡先
移転・変更		代替		自己・他人・共有 (自己以外)	

(注) 代替の欄は、申請時に申請する保管場所に旧車両がある場合に記載し、既に旧車両を処分してある時は、「処分済」と記載すること。

署長	副署(次)長	交通官	課長	係長・主任	担当者

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ 幅 高さ
自動車の使用の本拠の位置		センチメートル	
自動車の保管場所の位置		センチメートル	
※保管場所標章番号		センチメートル	
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 ( )</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者 ( ) 局 番</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 氏 名</p>			
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 [印]</p>			

収  
入  
証

---

紙  
貼  
付

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保管者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき。((1)に該当する場合を除く。)

2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

新規	申請の登録番号	増車	旧車の登録番号	保管場所の所有者	連絡先
移転・変更		代替		自己・他人・共有 (自己以外)	

(注) 代替の欄は、申請時に申請する保管場所に旧車両がある場合に記載し、既に旧車両を処分してある時は、「処分済」と記載すること。